

愛媛県歴史文化博物館資料特別利用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県歴史文化博物館管理条例第15条第2項の規定に基づき、愛媛県歴史文化博物館(以下「博物館」という。)の資料(以下「博物館資料」という。)の特別利用の取扱に関し、必要な事項を定めるものである。

(特別利用の制限)

第2条 愛媛県歴史文化博物館長(以下、「館長」という。)は、次にあげる博物館資料の特別利用を制限することができる。

- (1) 損傷の恐れのあるもの
- (2) 整理中のもの
- (3) 寄贈及び寄託を受けた資料のうち、特別利用について寄贈者、寄託者と特約があるもの
- (4) その他館長が必要と認めるもの

(特別利用の場所)

第3条 博物館資料の特別利用は、職員の指示するところで行わなければならない。

(特別利用の基準)

第4条 博物館資料を特別利用するものは、次の行為を遵守しなければならない。

- (1) 筆記用具は鉛筆に限ること。
- (2) 博物館資料に字・線等の書き込みをしないこと。
- (3) 博物館資料の取り扱いは慎重に行い、万一破損した場合は、職員に申し出ること。
- (4) 博物館資料の利用の内容により人権を侵害しないよう配慮すること。
- (5) 博物館資料の複写・撮影は、原則として写真撮影によることとし、当該複写、撮影等をしようとするものが持参した写真機で自ら行うこと。
- (6) 申請の目的以外には、特別利用により得たものを使用しないこと。
- (7) 博物館資料を展示若しくは刊行物へ掲載する場合は、当該博物館資料が博物館の所蔵であることを明示すること。
- (8) 博物館資料を刊行物へ掲載した場合は、掲載物2部を博物館に送付すること。
- (9) 博物館資料の撮影にあたり、博物館が当該資料の写真原版又は電磁的記録を所蔵していない場合は、写真原版1部又は電磁的記録を博物館に提供すること。
- (10) そのほか職員の指示に従うこと。

(許可の取消)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき。
- (2) 前条の事項を遵守しなかったとき。
- (3) その他、承認することが不適當となったとき。

(その他)

第6条 館長は、前条の規定により許可を取り消した者に対しては、新たな特別利用を許可しないことができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。